



2012年2月23日 第2012-014号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

マイナンバー法案国会提出

政府は、2月14日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)」を閣議決定し、国会に提出しました。

マイナンバーとは、国民一人一人に番号を割り振って納税実績や年金等の情報を管理する共通番号です。政府はこの番号制度を使い、所

得を正確に把握して、社会保障制度のサービスの公平な提供や「給付つき税額控除」の導入等につなげたい考えです。

今国会で成立をめざし、2015年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち可能な範囲でマイナンバーの利用を開始する予定です。

【番号制導入の効果】

- ・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の「給付と負担の公平化」が図られる。
- ・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- ・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援への活用。
- ・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ・ITを利用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- ・行政機関から国民にプッシュ型(一人一人に合った)の行政サービスを行うことが可能となる。

【実現すべき社会】

- ・より公平、公正な社会。
- ・社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会。
- ・行政に過誤や無駄のない社会。
- ・国民にとって利便性の高い社会。
- ・国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会。

【マイナンバーの主な利用範囲】

年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける時。
労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける時。ハローワーク等の事務。
福祉・医療分野	医療保険の保険料の徴収、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務。
税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に番号を記載。当局の内部事務。
防災分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務。

【カード発行の流れ】

出生届 住民票登録

ICチップにマイナンバーと氏名・住所・性別・生年月日及び顔写真を記載した個人番号カードを発行。(顔写真の有効期限等は未定)

【特定個人情報の保護等】

プライバシーの侵害や情報漏洩の懸念に対して、目的外利用等への罰則を設けるとともに、監視・監督のための第三者機関を設置する。